

長崎市農業委員会 令和2年5月総会 議事録

- 1 日 時 令和2年5月28日(月) 14:00 開会
15:30 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 松本 正登
- 4 出席農業委員(17名)
岩本 隆 後山 裕義 小川 博 帯山 安敏 上川 満治
田平 孝廣 鳥越 悦子 永岡 亜也子 野口 栄孝 平尾 政博
松尾 隆治 松本 正登 森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊
山口 眞佐栄 山脇 貞雄
- 5 出席推進委員
新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず
- 6 欠席農業委員(0名)
- 7 出席職員
【農委事務局】 向井事務局長 山下事務長 川本農政管理係長 平農地係長
赤池主事
- 8 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただいまから令和2年5月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、お忙しい中、5月の農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、委員定足数報告を、事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の皆様全員出席されております。農業委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、5月21日の運営委員会で協議をいたしまして、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、総会出席者を議決権のある農業委員に限らせていただく措置を取らせていただきますことを併せてご報告いたします。なお、6月総会につきましては、現農業委員・推進委員の最後の総会になりますことから、新型コロナウイルスの感染症の拡大の状況がないとか、対応が厳しくなるということがない限り推進委員の方にも出席していただく形で開催する予定で考えております。以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。松尾隆治委員と松本正登委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○松尾委員・松本委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が7件ございます。まず初めに第1号議案「農業委員会事務の実施状況等の公表に係る令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定」について事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは第1号議案「農業委員会事務の実施状況等の公表に係る令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定」について、ご説明させていただきます。第1号議案に係る冊子の1ページ目をご覧ください。この農業委員会事務の実施状況の公表につきましては、平成28年3月4日付けで農林水産省経営局農地政策課長から都道府県農政担当部長あての通知に基づき、各農業委員会は毎年6月30日までに、前年度の活動の点検・評価並びに当該年度の活動計画について公表することとされておりますことから、この議案を提出しております。

2 ページをご覧ください。「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてご説明いたします。項目Ⅰの農業委員会の状況につきましては、前年度に公表しました令和元年度の活動計画に係る平成31年3月31日現在の数値になります。

次に3 ページをご覧ください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化ですが、ここでいう「担い手」は、国が規定するところの担い手でございます。認定農業者及び認定新規就農者、集落営農経営を対象としております。1 の現状及び課題につきましては、前年度公表した内容になります。2 の令和元年度の目標及び実績に関しまして、集積目標面積は294.1ha としておりましたが、令和元年度末時点の集積実績は206.5ha、うち新規実績が15.1ha で達成状況は70.21%となり、担い手への集積面積は前年度よりも減少した結果となりました。3 目標の達成に向けた活動における、活動計画及び活動実績につきましては、表に記載のとおりですのでご参照ください。4 目標及び活動に対する評価でございますが、目標に対する評価につきましては、農地の利用集積に努めたが、農地の大半が狭小で傾斜地にあるため利用集積がなかなか進まないことに加え、認定農業者数が平成30年度末は193 経営体であったものが、令和元年度末では185 経営体となり、8 経営体減少したことが影響し、目標が達成できなかった、としております。また、活動に対する評価につきましては、担い手への農地集積に向けた活動を行い、一定の新規集積を行うことができたが、担い手である認定農業者が年々減少している状況にあるため、担い手の確保に向けた取り組みが更に必要であるということにしております。

次に4 ページをご覧ください。Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1 現状及び課題につきましては、前年度公表した内容となっております。なお、新規参入の状況につきましては、農地の権利移動を伴う新たな新規参入者を対象とし、経営体数と農地面積を記載しております。次に2 令和元年度の目標及び実績ですが、令和元年度の参入目標は、19 経営体、4.6ha を目標としておりましたが、令和元年度末時点での参入実績は17 経営体、3.5ha となりました。この実績につきましては、総会で審議いただいた議案の中で、農地法第3条や利用権設定、中間管理機構からの利用配分計画で農地の権利移動を受けた者のうち、新規参入に該当する者を累積した数値になります。次に3 目標の達成に向けた活動につきましては、活動計画及び活動実績は記載のとおりでございますのでご参照ください。一番下の4 目標及び活動に対する評価でございますが、目標に対する評価は、経営体数、面積ともに目標は達成できなかった。活動に対する評価は、関係機関の連携により、就農希望者の相談・支援等の活動を行ったことで、就農につなげることができた、としております。

次に5 ページをご覧ください。Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価でございます。1 の現状及び課題は、前年度公表した内容でございます。次に2 令和元年度の目標及び実績ですが、遊休農地の解消目標を、62.0ha としておりましたが、解消実績は22.7ha で、達成状況は36.6%でした。次に3、2 の目標の達成に向けた活動ですが、活動実績としまして、農地の利用状況調査や利用意向調査の実績と、その他の活動として、B分類農地の非農地判断で14.3ha 分の非農地通知を発出したこと及び、農地利用意向調査等で戸別訪問等を行う中で、農地中間管理事業の活用など農地の貸し付けや農地の保全管理について助言を行

ったことを記載しております。一番下の4目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、解消された遊休農地もあったが、新たな遊休農地も発生したため、遊休農地面積は若干の減少にとどまり、目標到達はできなかった、活動に対する評価は、農地中間管理事業の活用や非農地判断等で一定の遊休農地の解消ができたものの、新たな遊休農地の発生も多いため、農地の利用状況調査など地域の農地の状況把握を年間を通じて実施し、遊休農地の発生防止に努める必要がある、としております。

次に6ページをご覧ください。V違反転用への適正な対応ですが、1現状及び課題については、昨年度公表した内容です。2令和元年度実績は0となっております。3活動計画・実績及び評価ですが、活動計画及び活動実績は、記載のとおりでございますのでご参照ください。活動に対する評価は、農業委員、推進委員による利用状況調査や市政広報紙等による周知により違反転用防止や解消が図られているので、今後も引き続き活動を行っていく必要がある、としております。

次に7ページをご覧ください。VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検の項目になります。1農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数が29件、そのうち許可29件、不許可0件でした。以下の表には、事務の実施状況等を記載しておりますのでご参照ください。次に、資料中ほどの2農地転用に関する事務ですが、農地法4条と5条の申請に関して意見を付して県知事へ送付した処理件数は48件でした。下の表には、事務の実施状況等を記載しておりますのでご参照ください。

次に8ページをご覧ください。3農地所有適格法人からの報告への対応ですが、管内の農地所有適格法人は6法人でございます。そのうち報告書が提出された法人が5法人でした。残りの1法人につきましては、経営農地が諫早市のみということで、長崎市には報告の義務がない法人となっております。また、報告書の督促を行った農地所有適格法人は3法人で、文書や電話、訪問により報告書提出の督促を行った結果、3法人全て報告書を提出いただいております。次に4情報の提供等ですが、賃借料情報の調査・提供につきましては、昨年7月の総会でお諮りし、賃貸借件数527件のデータを基に、令和元年7月にホームページで公表しております。次に、農地の権利移動等の状況把握ですが、令和元年度の総会において農地法にかかる議案数と報告件数は合計で534件でした。また、その公表につきましては、総会議事録をホームページで公表しております。次に、農地台帳の整備ですが、整備対象の農地面積は2ページにも記載しておりますが、3,394haで、データ更新につきましては、農地に関する許可・届出等の更新を通年で随時実施し、年1回、住民基本台帳データや資産税データとの照合を実施し、公表については、全国農地ナビや事務局窓口で公表しております。

次に9ページをご覧ください。VII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ですが、農地利用最適化等に関する事務につきましては、地域農業者等からの要望や意見を日常の農業委員会活動から反映する形で長崎市へ意見書を提出しておりますので、意見書に記載しました、人・農地プランの実質化に向けた積極的な推進、中山間地における農地中間管理機構による農地貸借の積極的な推進、遊休農地を解消するための支援制度の創設などについて、地域農業者等からの要望・意見として記載しております。なお、農地法等に

よりその権限に属された事務につきましては、地域農業者等から特に意見はいただいております。

次に、Ⅷ事務の実施状況の公表等ですが、総会等の議事録につきましては、ホームページで公表しております。農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出につきましては、長崎市に提出しました意見書が1件と、その概要として、意見書に挙げました6項目を記載しております。また、3 活動計画の点検・評価につきましては、ホームページで公表しております。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての説明は以上でございます。

続きまして、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明いたします。資料は10ページをご覧ください。Ⅰ農業委員会の状況につきましては、令和2年3月31日現在での、農家・農地等の概要ならびに農業委員会の現在の体制について、農林業センサス等の数値を基に記載しておりますのでご参照ください。

次に11ページをご覧ください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化について、でございますが、1 現状及び課題ですが、管内の農地面積については、10ページに記載している耕地面積の数値2,140haです。これまでの集積面積は先ほどご説明しました令和元年度の集積実績の206.5ha、集積率は9.65パーセントとなります。課題につきましては、担い手の高齢化や後継者不足、認定農業者が減少していることや、農地の大半が狭小な傾斜地にあるため、農地の利用集積が難しい状況にあることを記載しております。次に2 令和2年度の目標及び活動計画ですが、目標につきましては、例年、5月に開催されております、農業委員会会長・事務局長会議において設定された数値目標を根拠としておりますが、今年度は、新型コロナウイルス感染防止対策の関係で、この会議が6月に開催される予定となっております。従いまして、数値目標が現時点では確定していない状況ですが、5月8日に開催された第2回常設審議委員会の中で示された数値目標を基に、新規集積面積を86.0ha、集積面積は、令和元年度末の集積面積206.5haと新規集積面積86.0haを足しました292.5haとしております。なお、6月に開催予定の農業委員会会長・事務局長会議で数値目標等が修正された場合は、当該目標も修正して後日改めて報告させていただきます。活動計画につきましては、記載のとおり、利用権設定の終期を迎える方に対して、農地中間管理事業の活用や利用権の再設定を促すなどの活動を行っていくこととしております。

次にページ中ほどのⅢ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1 現状及び課題につきましては、平成29年度から令和元年度までの過去3年の実績を記載しております。一番下の欄、2 令和2年度の目標及び活動計画につきましては、過去3か年の平均値である18経営体、3.9haを目標としております。活動計画につきましては、記載のとおりでございますのでご参照ください。

次に12ページをご覧ください。Ⅳ遊休農地に関する措置ですが、1 現状及び課題につきましては、令和2年3月現在の数値です。課題につきましては、農業者の高齢化や後継者不足、農地の借り手不足等により遊休農地が進行していることなどについて記載しております。次に2 令和2年度の目標及び活動計画ですが、これも先ほどのⅡの担い手への集積と同様に、先日の常設審議会において示された数値目標に基づき、遊休農地の解消面積

を62haとしております。活動計画につきましては表に記載のとおりですので、ご参照ください。

次にV違反転用への適正な対応ですが、令和2年3月現在で、違反転用面積は0haとなっておりますので、課題や活動計画につきましては、前年度と同様の内容を記載しております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号議案について説明がございましたが、この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

○上川委員 毎年この調査も行われているようでございまして、事務方より総括してどのような変化があってどのような内容で特徴が出ているのかということをお聞きしたいと思います。

○農政管理係長 この計画については、平成28年度からこのような形で公表させていただいているところなんですけれども、大本の目標が長崎県全体での目標ということで、例えば遊休農地の解消についても7年間ですべて解消するという目標になっているんですが、先ほども申し上げたとおり現実としては、遊休農地が増えていたりということで、なかなか目標どおりにはできないという現状があります。同じように目標としては高くあるんですが、現状と照らしあわせた時になかなかそぐわない、目標としてどうだろうというところもありますので、今回3年前に策定しております指針、その分の令和5年までの目標としておりました分の見直しの年になっておりますので、そのあたり再度分析をして改めて指針の方の数字について考え直す必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

○上川委員 ありがとうございます。数値は数値としてですが、現在、市の施策としてどのような部分でリンクしながら、どのような解決方法をもってこの問題点を特に行おうとしているのかということについてわかる範囲で結構ですので、ご意見を求めます。

○事務長 今のご質問ですけれども、市としてというところについては、今の時点ではまだ詳しく市の農林部のほうと、中の数字的なものについては、話をしてどういうふうな推移であるとか目標については、お話しはしているんですが、詳しくは今のところ持ち合わせていないところでございます。農業委員会としては、やはり遊休農地の解消、それとここには書いていないんですが、山林化した非農地については、できるだけ農業委員・推進委員の皆さんに行ってもらおう手間をとらせないで、農業委員会にあるシステムでもう山林化しているということが、地図でわかるものと、資産税の台帳で登記地目は田や畑になっていても、実際の税金の課税地目が山林にされているものについては、どんどん落としていこうということで、守るべき農地をきちんと見定めて、それ以外について調査をかけた回ってもらおう所についても、できるだけ効率的にしようというふうを考えております。

すみません、ちょっと別の話になりましたけれども、申し訳ございません。

○上川委員 ありがとうございます。今後ともメリハリのある、農林施策に反映できるような企画をよろしく願います。以上です。

○議長 他にございませんか。

- 意見等なし -

○議長 意見等ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、第2号議案「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第2号議案、長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について、ご説明いたします。本議案につきましては、長崎農業振興地域整備計画の変更に関して、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会に意見を求められているもので、編入が2件申請されております。議案書の1ページをご覧ください。まず第2号議案1番についてご説明いたします。申請者は、千々町の〇〇さんです。次に2ページをご覧ください。物件の所在地は、千々町の樹園地1筆、765㎡で、所有者は、申請者である〇〇さんです。申請地の位置についてはスクリーンをご覧ください。5千分の1の位置図です。申請地は、千々海水浴場の西側に位置しております。次に、5千分の1の農用地区域の表示図です。次が千分の1の農用地区域の表示図です。申請地の北側は農振白地に接しており、東側、西側及び南側は道路を挟んで農用地区域が広がっております。次が、現地の写真です。立会委員の意見にもありますとおり、申請者は、枇杷栽培をこれからも継続して行っていきたいとのことで、果樹経営支援対策事業を活用し、老木となっている枇杷の木の改植を行うよう計画されていることから、農用地区域への編入の申請がなされたもので、申請地の事業計画は妥当であり、農業振興を図るためには、編入は必要であると考えられます。現地確認につきましては、5月19日に小川博農業委員にご確認いただいております。

次に議案書の3ページをご覧ください。第2号議案2番についてご説明します。申請者は、宿町の〇〇さんです。次に4ページをご覧ください。物件の所在地は、西海町の畑2筆、7,039㎡で、所有者は、西海町〇〇番が〇〇さん、〇〇番が〇〇さんで、お二人から、〇〇さんが農用地区域への編入を行うことについて、同意書が提出されております。申請

地の位置についてはスクリーンをご覧ください。5千分の1の位置図です。申請地は、長崎明誠高校の東側に位置しております。次が、5千分の1の農用地区域の表示図です。次が、千分の1の農用地区域の表示図です。申請地付近は農用地区域がなく、農振白地となっております。次が、現地の写真です。立会委員の意見にもありませんとおり、申請者は、日吉地区において、イチゴ栽培を行っており、農業経営規模拡大のため、令和元年11月と令和2年4月に長崎市地産地消振興公社を通じ、借り受けることとなった当該農地でも、イチゴの栽培を行うこととしておられます。今後、継続してイチゴの栽培を行っていくにあたり、国庫補助の産地生産基盤パワーアップ事業、並びにJAのハウスリース事業を活用して、イチゴのハウス設置を計画されていることから農用地区域への申請がなされたもので、申請地の事業計画は妥当であり、農業振興を図るためには、編入は必要であると考えられます。現地確認につきましては、令和元年11月18日及び令和2年3月26日に森山安男農業委員、松野康彦推進委員にご確認いただいております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号議案について説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、異議なしとすることに決定いたします。続きまして第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案についてご説明いたします。議案書は5ページをご覧ください。第3号議案1番は、田中町の〇〇さんが所有する、田中町の農地2筆759㎡について、木場町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。中尾ダムの西側に位置しております。次が、拡大したものです。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で300日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、利用権設定で借り入れる農地と今回の取得で経営面積が3,091㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を

満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、5月15日に松尾隆治農業委員、城戸利美推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可後の変更承認申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 第4号議案についてご説明いたします。議案書は6ページをご覧ください。本件は、〇〇が、新幹線建設工事に伴う作業ヤード用地のための一時転用について、今回、事業期間延長のため変更承認申請がなされたものでございます。変更理由としましては、設計変更により、長崎軌道敷設他工事が令和3年4月に終了予定であり、その後に申請地の盛土を撤去し農地に復元するため工期を延長するものでございます。事業期間は令和2年7月11日まででしたが、変更後は令和3年9月30日までとなります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。JR現川駅の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。農地転用にかかる赤で囲んだ部分については内容に変更はございません。次が、現地の写真でございます。赤で囲んだ部分が申請地でございます。現地の写真がもう1枚ございます。立会につきましては、5月15日に後山裕義農業委員をお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第4号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付

して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第5号議案について説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、為石町在住の〇〇さんが所有する布巻町の農地1筆について、末石町在住の〇〇さんが事務所及び駐車場に利用する目的で申請が出されたものでございます。本件は、平成元年度から既に事務所及びその駐車場として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請受付前に県に報告した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。雨水排水については自然流下により道路側溝に放流し、汚水及び生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。立会につきましては、5月18日に田平孝廣農業委員、三浦孝路推進委員をお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第6号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」ですが、13番から15番については、関連がありますので併せて審議いたしますが、13番については、〇〇委員が対象の案件となっておりますので、最後に個別に審議します。それでは、事務局から1番から12番までの議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案についてご説明いたします。議案書は8ページをご覧ください。1番は、田中町の〇〇さんが所有する、田中町の農地1筆2,796㎡のうち1,300㎡について、木場町の〇〇一さんが5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。中尾ダムの西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。赤の斜線部分が申請地でございます。次が、現地の写真でございます。設定後の経営面積は3条の取得と併せて3,091㎡となり、利用につきましては、普通畑を予定しております。現地調査は5月15日に松尾隆治農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は9ページをご覧ください。第6号議案2番、3番をご説明いたします。まず第6号議案2番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆2,246㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆2,246㎡について、20年間の賃貸借により、琴海村松町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。続きまして、3番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆737㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆737㎡について、20年間の賃貸借により、琴海村松町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,983㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、4月17日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。第6号議案4番と5番についてご説明いたします。まず4番は、長浦町の〇〇さんが所有する長浦町の農地2筆2,661㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆2,661㎡について、20年間の賃貸借により、立岩町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。続きまして、5番は、福岡県久留米市在住の〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆1,293㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,293㎡について、20年間の使用貸借により、立岩町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,954㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長浦小学校の南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査は、4月17日に平尾政博農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただ

いております。

続きまして、議案書は11ページをご覧ください。第6号議案6番についてご説明いたします。6番は、高浜町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆315㎡について、長崎県農業振興公社が3年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆315㎡について、3年間の賃貸借により、蚊焼町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、315㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、4月16日に松本貞幸推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、7番についてご説明いたします。7番は、大崎町の〇〇さんが所有する大崎町の農地5筆及び千々町の農地2筆、合計4,973㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地7筆4,973㎡について、10年間の使用貸借により、孫である芒塚町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、15,666㎡となり、利用につきましては果樹の栽培を行ってしております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。南小中学校の北側、北東側及び南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。こちらが大崎町を拡大した写真、次が千々町95、次が、千々町540-10を拡大した写真です。次が、現地の写真です。こちらが大崎町、大崎町が、あと2枚現地写真がございます。次が、千々町の現地写真です。千々町の写真がもう1枚ございます。現地調査は、4月13日に小川博農業委員、山崎実男推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書の12ページから13ページの8番、9番、10番についてご説明いたします。第6号議案8番は、藤田尾町の〇〇さんが所有する藤田尾町の農地1筆298㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆298㎡について、10年間の使用貸借により、藤田尾町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。続きまして9番は、藤田尾町の〇〇さんが所有する藤田尾町の農地1筆180㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆180㎡について、10年間の使用貸借により、藤田尾町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。続きまして議案書の13ページの第6号議案10番でございます。10番は、為石町の〇〇さんが所有する藤田尾町の農地1筆298㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆298㎡について、10年間の使用貸借により、藤田尾町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、

6,268 m²となり、利用につきましては普通畑を予定されています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。為石小学校の東側に位置しております。次が拡大したものでございます。次が現地の写真です。現地調査は5月18日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして議案書は引き続き13ページをご覧ください。11番についてご説明いたします。11番は、高浜町の〇〇さんが所有する高浜町の農地3筆2,832 m²について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆2,832 m²について、20年間の賃貸借により、協岬町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,832 m²となり、利用につきましては普通畑を予定されています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。旧野母崎高校の西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、5月19日に山口邦俊農業委員、柴原恵推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、14ページをご覧ください。第6号議案12番についてご説明いたします。12番は、田中町の〇〇さんが所有する田中町の農地1筆603 m²について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆603 m²について、5年間の賃貸借により、田中町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,626 m²となり、利用につきましては普通畑を行っております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。中尾ダムの南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、4月7日に城戸利美推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第6号議案1番から12番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第6号議案1番から12番を計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案1番から12番を計画相当と認めることに決定いたします。引き続き、第6号議案13番から15番について審議いたしますので、案

件の対象である〇〇委員は、一時退席をお願いします。

— 〇〇委員退席 —

○議長 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、議案書 14 ページの第 6 号議案 13 番からご説明いたします。13 番は、八つ尾町の〇〇さんが所有する千々町の農地 1 筆 1,322 ㎡について、長崎県農業振興公社が 10 年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地 1 筆 1,322 ㎡について、10 年間の使用貸借により、千々町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、9,020.95 ㎡となり、利用につきましては果樹の栽培を予定されています。

続きまして議案書は 15 ページをご覧ください。第 6 号議案 14 番でございます。14 番は、八つ尾町の〇〇さんが所有する千々町の農地 1 筆 1,454 ㎡について、長崎県農業振興公社が 10 年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地 1 筆 1,454 ㎡について、10 年間の使用貸借により、千々町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,488 ㎡となり、利用につきましては果樹の栽培を予定しております。

続きまして 15 番は、八つ尾町の〇〇さんが所有する千々町の農地 1 筆 803 ㎡について、長崎県農業振興公社が 10 年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地 1 筆 803 ㎡について、10 年間の使用貸借により、千々町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、6,573 ㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。南小中学校の南側から南西のほうに位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと 2 枚ほどございます。現地調査は、4 月 13 日に山崎実男推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第 6 号議案 13 番から 15 番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 6 号議案 13 番から 15 番を計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案13番から15番を計画相当と認めることに決定いたします。それでは引き続き議案審議を行いますので、○○委員の復席を認めます。

— ○○委員復席 —

○議長 それでは、第7号議案「非農地の判断について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 第7号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次案件につきましては、議案書の16ページから21ページに掲載しております。21ページの表の一番下の方に集計しておりますが、対象地は神浦向町及び神浦下大中尾町の計246筆、面積で104,203.72㎡でございます。調査対象範囲については、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。こちらが神浦向町でございます。次が、神浦下大中尾町です。次が神浦向町を拡大したものです。拡大した写真があと4枚ほどございます。続きまして神浦下大中尾町を拡大した写真です。次が、現地の写真です。こちらが神浦向町を写した写真です。こちらが神浦向町を写した写真です。次が、神浦下中尾町の写真です。現地の立会いは、4月3日に帯山安敏農業委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、個別案件についてご説明いたします。議案書は先に23ページをご覧ください。表の下のほうに集計しておりますが、申出件数が8件、合計筆数が11筆、合計面積が8,263㎡について、非農地通知申出書が提出されております。2番から順にご説明いたします。議案書は22ページをご覧ください。まず2番は、中町在住の○○さんが所有する、椋山町の農地で、面積は320㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。椋山公園の南西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、5月18日に井川義英推進委員にお願いしております。

続きまして3番は、福岡市早良区在住の○○さんが所有する、西山4丁目の農地2筆で、面積は合計964㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。西山高部貯水池の北西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真が、もう1枚ございます。現地の立会いは5月19日に岩本隆農業委員、浦川英敏推進委員にお願いしております。

続きまして4番は、三重町在住の○○さんが所有する松崎町の農地3筆で、面積は合計2,554㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎リハビリテーションの東側に位置しております。次が、拡大した写真です。次が、現地の写真です。現地の写真があと2枚ほどございます。現地の立会いは、5月18日に井川義英推進委員にお願いしております。

続きまして5番は、琴海戸根町在住の○○さんが所有する琴海戸根町の農地で、面積は、

3,000 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立合いは、5月20日に森山安男農業委員、松野安彦推進委員にお願いしております。

続きまして6番は、蚊焼町在住の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地で、面積は792 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。旧三和町環境センターの北西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立合いは、5月18日に田平孝廣農業委員、松尾貞幸推進委員にお願いしております。

続きまして7番は、高浜町在住の〇〇さんが所有する南越町の農地で、面積は179 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の南西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真でございます。現地の立合いは5月19日に山口邦俊農業委員、柴原恵推進委員にお願いしております。

続きまして議案書は23ページをご覧ください。8番は、永田町在住の〇〇さんが所有する永田町の農地で、面積は360 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。外海総合公園の南東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立合いは5月20日に帯山安敏委員にお願いしております。

続きまして9番は、永田町在住の〇〇さんが所有する永田町の農地で、面積は94 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。外海総合公園の南東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立合いは5月20日に帯山安敏委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第7号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項 1、事務局長専決事項についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、8件の届出がございました。続きまして、資料の3ページから5ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内の転用の届出が、10件提出されております。続きまして、資料の6ページから7ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、6件提出されております。合計24件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項 2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、5月8日に開催されました。資料は、8ページと9ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、後ほど資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1、全国農業新聞の定期購読者の獲得について事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」ご説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。令和2年度の目標部数は148部、現在の購読部数は145部で、目標部数を3部下回っている状況になります。先月の報告以降、1件の中止の申し出がっております。今後とも委員の皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、次に、その他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 2、農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出についてご説明いたします。資料は、2ページ及び3ページになります。令和2年度上半期の活動記録集計表を記載しております。ご報告いただいております活動記録カードにつきましては、農業委員会の事務の透明性・公平性の確保、地域住民への理解促進のため、適正な事務を実施するという国の方針のもとに提出していただくようにしておりますが、この分につきましては、農地利用最適化交付金として上乘せ報酬の配分を

受けるためにも必要となるものになりますので、委員の皆さまにおかれましては、農業委員会活動を行われた際には、活動記録カードに必ず記録いただきまして、翌月の総会等の際に事務局へ提出いただきますよう、引き続きお願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他、皆様方から何かご意見、ご質問ご報告等ございませんか。なんでも結構です。

○森山委員 農地利用集積を進めていきたいと思っっているんですが、利用権の設定をされている農地とされていない農地とそのあたりがわからないんですよね。中間管理機構との利用権の設定がされているのかいないのかがわからないので、地域的にデータが欲しいんですが、そのあたりどうですか。

○農地係長 一つは当然利用権ですので、終期が、終わりが来ている農地については、更新するかどうかという通知を出すんですけれども、その時に地区別に出すときに各農業委員さんにも渡しているデータが一つあります。それとその地区全体的にということでありまして、当然農地台帳のデータがありますので、そこから抽出して、お出しすることは可能です。

○森山委員 できればそうしてもらいたいんですが。前に設定がしてあるのかわからないからですね。そうしないと集積を進める時にもここはどうなっていたかなとわからないものですから。希望者だけでもいいと思うので、出してもらえればと思います。

○農地係長 わかりました。

○議長 利用状況調査の野帳に中間管理機構を利用しているものについては、載せているでしょう。

○農地係長 野帳を昨年お配りしたときに確か中間管理を利用していらっしゃる農地の一覧については、別途お渡しした経緯があったと思うんですけれども。

○森山委員 全部あるのかなと思って。少なかったから。

○議長 やはり相対などがわからないですよ。

○森山委員 中間管理で設定をしていない所以外は、中間管理にしてもらうために中間管理を設定してある所を欲しい訳ですよ。そうすれば、あそこは相対でしてあるから、中間管理を通して下さいよと言うことができますので。

○議長 よろしくお願ひします。他にございませんか。

○山口邦俊委員 利用権の設定をするでしょう。そうした時に当然権利を受け手の方が持つわけでしょうけど、そうした時に、今新規就農で研修を受けている人がまだ研修が終わっていない、そうした時に、その間も農地に草がどんどん生えてくるわけですけども、これは中間管理機構が、草刈りをするんでしょうか。所有権が移っているから受け手の方が責任を持ってしないといけないということでしょうか。

○農地係長 機構が草刈りとかの管理をしてくれるのは、以前確認した時は、借りている方が、怪我とか病気で体が動かなくて、その農地を管理できない状態に至った時に機構が除草とかの管理をしてくれるということでしたので、研修等で管理ができないという場合は該当しないのかなと思います。

○山口邦俊委員 他の所でも、借りた人が怪我をして耕作ができないと。それをそのままにしているわけですけども、そこなんかは草が生えて回りに迷惑をかけているということなんですが、中間管理機構は草刈りをしていないですね。そういうのはどうなるんですか。

○農地係長 怪我の場合は該当するかと思いますので、機構にご相談されていらっしゃるのかどうかですね。機構は連絡を受けないとわからないと思うんですね。

○山口邦俊委員 そしたら私が世話をした中間管理機構の方が草刈りをしていない場合は私の方から草を刈ってくれと言っていいんですかね。

○農地係長 はい。機構の方にそういうことでご連絡ただいて結構かと思います。

○山口邦俊委員 はい、わかりました。

○後山委員 報告事項の農地法の第3条の5番の私もわからないところがあって、時効取得というのをちょっと説明をお願いしたいんですが。

○農地係長 これはおそらく民法の規定だと思うんですけども土地を20年間ずっと占有されていて、そういった場合に時効取得が完成した場合に法務局に届け出をいただいて

登記できたならば、届出をしていただく形となります。

○議長 永岡委員、説明をよろしいですか。

○永岡委員 単純に端的な時効取得の話をしますと、先ほど話にありましたように20年短いものでは10年というケースもありますけれども、長いところで20年、自分のものとしてその土地を利用していけば、時効という形で完成して自分の所有権を主張できるという形になります。ですので、所有権がその時点で移動するという形になるので、その背景としてどういうご事情で、20年間使っていらっしやって取得されたかというところまでは、これだけだとわからないんですけれども、少なくともそういった形で、時効取得で所有権が移ったということだろうと思います。

○後山委員 元の所有者は、了解したのですかね。

○永岡委員 時効に関しては、元々の本来の名義上の所有者さんの了解等とは関係なく、20年間自分のものとして…。結局ほったらかされていた方の自己責任という形で、実際、現に長期間にわたって利用されている方を保護しましょうという制度が時効なんですよね。ですので、背景事由としては、おそらく元々の所有者さんがあまりそこを、頓着されずに対応されていなかったという事情があるのかなとは想像されます。

○事務局長 我々としては、時効取得の是非には関知していないので、権利が移転した事由を時効取得ということで申請されたので、それを受けているということです。

○議長 他にございませんか。

○岩本委員 占有権が発生しているんですか。20年経ったことで。

○永岡委員 占有権という形のものが何か発生するかと言うと、結論として発生しないです。所有権そのものが移ります。その移る根拠として、先ほど言いましたように20年間占有し続けていた、これが事実上ずっと使い続けていたという占有の状態、これを尊重しましょうというふうな法制度、元々の目的ですので、20年間ずっと自分のものとして、本当に特に所有者さんからも何も言われずに使い続けていた人は、もうその人の所有物にしていいでしょうという形でおそらく時効取得で権利が動いていくということだと思います。

○岩本委員 それが占有権ではないんですか。使っていたということですよ。

○永岡委員 そうですね、占有、権利としてはその方が設定を受けていませんので、ただ占有してただけですね。事実上占有してただけです。

○岩本委員 わかりました。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項3「令和2年6月、7月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項3「令和2年6月、7月の行事予定」についてご説明いたします。資料の4ページをご覧ください。主なものについて、ご説明します。まず、6月の予定ですが、10日水曜日、長崎県農業会議常設審議委員会に、平尾会長が出席予定です。19日金曜日、農業委員会会長・事務局長会議 前期に、平尾会長と向井事務局長が出席予定です。22日月曜日、農業委員会運営委員会、29日月曜日が農業委員会6月総会及び互助会の臨時総会をこのホールで開催する予定としております。一つ戻りまして、24日水曜日に、長崎県農業会議第110回総会に、平尾会長が出席予定です。それと、22日の月曜日運営委員会のあとに互助会の監査を予定しております。例年であれば、互助会の会計年度が、7月から6月までということになるんですが、7月に改選がある関係で、6月が現委員の皆さん最後の集まりということになりますので、会計を仮でしめさせていただいて、仮監査ということで実施させていただき、29日に臨時総会で事業報告と会計について承認をいただくということで予定しております。

次に7月の行事予定ですが、10日金曜日に長崎県農業会議常設審議委員会に、平尾会長が出席予定です。20日月曜日が、農業委員の辞令交付式及び農業委員会臨時総会、並びに運営委員会の開催を予定しております。30日木曜日に、農業委員会総会及び農地利用最適化推進委員の辞令交付式を予定しております。予定については以上です。なお、6月29日の総会が現委員の皆様が出席する最後の総会ということになります。新型コロナウイルスの感染状況が悪化しない場合については、その日にお別れ会を開催する予定として今準備を進めております。ご案内については、後ほど郵送にて別途案内させていただきますのでよろしく申し上げます。6月、7月の行事予定については以上です。

○森山委員 7月29日に農委だよりの編集会議が予定されているんですが、これは委員の辞令がおりないとできないのではないかと思います。時間の関係がわかりませんが。

○赤池主事 例年8月初めに夏号を発行しておりますが、今年は改選のため1か月遅れの9月初めに発行しようと考えております。そのためには、7月末の時点で内容を固めないといけませんので、案は事前に作成しますが、委員の皆さまの了承を得ないといけませんので、編集会議の予定を入れております。新しく編集委員になられた委員さんには委員が

決まる際に連絡しますので、よろしくをお願いします。

○議長 それでは、以上をもちまして5月の農業委員会総会を終了させていただきます。
長時間お疲れさまでした。